

平成 23 年 3 月 3 日

文 化 市 民 局  
(市民生活部区政推進課 222-3085)

## 仮ナンバー（自動車臨時運行許可番号標）の取扱場所が変わります ～ 平成 23 年 4 月から土・日も仮ナンバーの許可が受けられます～

この度、未登録の自動車の新規登録などの際に使用する仮ナンバー（自動車臨時運行許可番号標）の取扱場所について、区役所・支所市民税課（課税課）から証明書発行コーナーに本年 4 月 1 日から変更しますので、お知らせします。

これにより、土曜日、日曜日にも仮ナンバーの許可を受けることができます（市役所、西院、向島を除く）。

なお、区役所・支所での取扱いは平成 23 年 3 月 31 日までとなりますので、御注意ください。  
(ただし、区役所・支所で貸与した仮ナンバーは、区役所・支所に返納してください。)

### 記

#### 1 取扱開始時期

平成 23 年 4 月 1 日（金）

#### 2 取扱場所

証明書発行コーナー

(地下鉄北大路駅・山科駅・四条駅・竹田駅, 阪急桂駅, 市役所, 西院, 向島の 8 箇所)

#### 3 取扱時間

	平日	土曜日, 日曜日
地下鉄北大路駅・山科駅・四条駅・竹田駅, 阪急桂駅(※)	8:30～19:00	8:30～17:00
市役所	8:45～17:00	
西院, 向島	8:30～17:00	

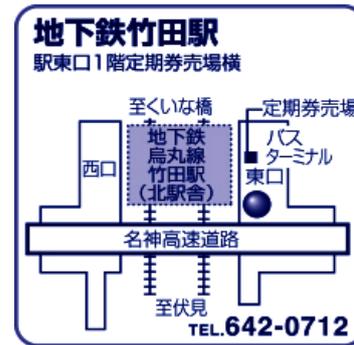
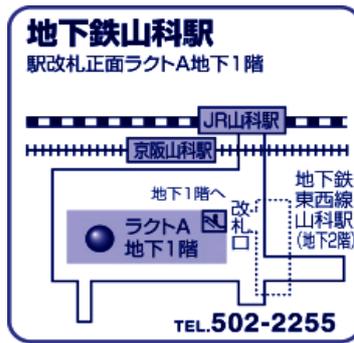
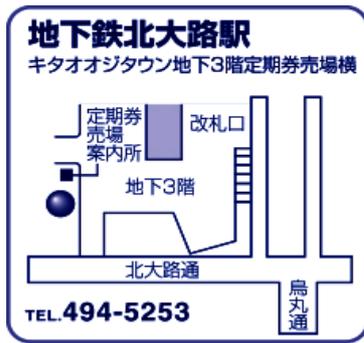
※ 祝日, 振替休日, 国民の休日, 12 月 29 日～1 月 3 日は閉所

<参考>仮ナンバー（自動車臨時運行許可番号標）とは

未登録の自動車や自動車検査証の有効期限の過ぎた自動車を, 新規登録, 新規検査や継続検査のために運輸支局等へ回送する場合などに, あらかじめ運行の期間, 目的, 経路などを特定したうえで特例的に運行を許可する制度です。

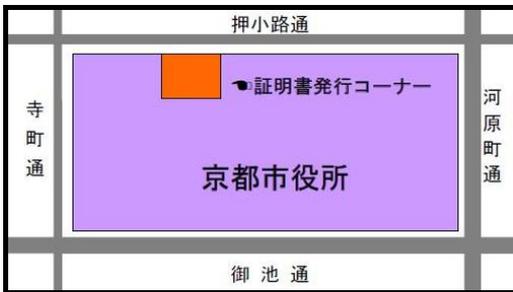
この許可は, 道路運送車両法によって地方運輸局長と市区町村長が行うことと定められており, 京都市では, 年間約 5,000 件の許可を行っています。

< 証明書発行コーナーの位置 >

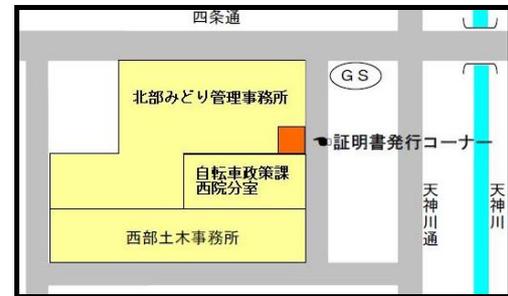


● …ターミナル証明書発行コーナー

**市役所**



**西院**



**向島**

